

2013年12月7日

内閣総理大臣
安倍晋三様

生活クラブ生活協同組合 理事長 船橋奈穂美
NPO 法人北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会
代表理事 嶋 明美
市民ネットワーク北海道 共同代表 伊藤 牧子
佐藤 典子
堀 弘子
札幌市中央区南2条東1丁目
TEL011-200-2206 FAX011-200-2207

国民の知る権利を歴かず「特定秘密の保護に関する法律案」を成立させたことに対する緊急抗議及び申し入れ

12月5日、「特定秘密の保護に関する法律案」が、参議院国家安全保障特別委員会で衆議院同様に強行採決され、12月6日、参議院本会議では、自民、公明党の賛成多数で強行採決、可決されました。国民の知る権利や報道の自由を侵害するだけでなく、「特定秘密」の対象範囲が曖昧で、政府の恣意的な運用によっては、国民の思想・良心の自由や言論の自由を制限し、市民の人権が不当に侵害されることが強く危惧されます。また、政府は、国家安全保障基本法案を次期国会に提出するとしており、集団的自衛権の行使をめぐる憲法解釈の見直しや憲法9条「改正」など、戦争する國づくりを推し進めていると言わざるを得ません。安全保障の名のもと、憲法の三原則である国民主権、基本的人権の保障、戦争の放棄を根底から覆し、民主主義を崩壊させるこのような法案を、断じて認めるわけにはいきません。

「特定秘密の保護に関する法律案」に反対する多くの国民の声を無視し、本案を成立させたことに対し強く抗議するとともに、即時廃止を求めます。